

京都市個人情報保護審査会答申第45号の概要

| | |
|----------|---|
| 答申年月日 | 平成20年3月17日 |
| 請求内容 | 行政改革課職員のもつ私の個人情報，個人メモ |
| 請求者 | 本人 |
| 所管課 | 総務局行政改革課 |
| 所管課の決定 | 個人情報開示請求却下処分 |
| 所管課の主張 | <p>1 条例第14条第1項は、「何人も，実施機関に対し，公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。」と規定し，また，条例第2条第5号では，公文書を「実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているもの」と定義している。</p> <p>2 異議申立人の請求内容は，職員の持つ個人的な記録についての請求であり，条例第2条第5号にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有している」実態を有している文書についての請求でないことは明らかである。</p> <p>3 したがって，条例第14条第1項に基づく個人情報開示請求の対象とはならない個人情報に対する請求であるため却下処分を行った。</p> |
| 異議申立人の主張 | <p>1 「却下」の詳細を述べよ。存在か不存在か不明である。</p> <p>2 不登校裁判の際に実在か否かは不明であるが，個人メモで本人が陳述書として作成して，裁判に証拠として提出している。京都市個人情報保護審査会答申について，個人メモから陳述書が作成されているとは理解不能である。</p> |
| 審査会の判断 | <p>1 異議申立人の請求内容は，特定職員が保有する個人的な記録についての請求であり，条例第2条第5号にいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有している」実態を有している文書についての請求でないことは明らかである。</p> <p>2 以上の点から，当審査会は，実施機関が行った本件処分について，不当であるとは認められないと判断する。</p> |